

(様式1) 表面

年 月 日

公園管理者 あて

上千葉砂原公園スケートボードコーナー使用申請書 (新規 ・ 更新)

上千葉砂原公園の指定された一部コーナーを使用してスケートボードの練習をしたいので、
上千葉砂原公園スケートボード使用基準第4条に基づき申請いたします。

団 体 名 : _____

使用期間 : _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

	氏 名	住 所	電話番号
1	(代表者)		
2	(副代表者)		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※枠が足りない場合は別紙の提出でもよい。

上千葉砂原公園スケートボードコーナー使用承認書

年 月 日
承認第 号

上記の申請について、裏面の条件を付して承認します。

公園管理者

(様式1) 裏面

承認条件

1. コーナーの範囲

練習場所は交通遊具置き場及び幼児利用コーナー（以下「コーナー」という。）とする。

2. 使用時間

コーナーの使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 5月から10月まで 交通遊具貸出終了後の午後4時30分から午後7時30分まで
- (2) 11月から4月まで 交通遊具貸出終了後の午後4時30分から午後6時30分まで

3. 使用者の範囲

コーナーを使用できる者は、承認を受けた団体に登録をしている者のみとする。

4. 変更等の届け出

次の各号に該当する場合は、速やかに公園管理者に届け出ること。

- (1) 代表者名又は利用者名に変更があったとき
- (2) コーナーの使用をやめたとき
- (3) 団体が解散したとき

5. 施設等の使用制限

コーナーの使用にあたっては、次のことをしてはならない。

- (1) 設置している防護柵やベンチ等の公園施設をスケートボード等で利用すること
- (2) 設置している防護柵やベンチ等の公園施設に変更を加えること
- (3) 持ち込んだ道具や器具等を使用後に公園内に保管すること

6. トラブルの防止

複数の団体が同時に使用する場合は、団体同士でルールを作成し、また、公園管理者から指示を受けた場合にはその指示に従い、トラブルの防止に努めること。

7. 使用承認の取り消し

次の各号に該当すると認める場合は、コーナーの使用承認を取り消す。

- (1) この承認条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により申請したとき
- (3) コーナーの使用秩序を乱す恐れがあると認めるとき

8. 使用の中止

次の各号に該当すると認める場合は、コーナーの使用の中止又は廃止する。

- (1) 公益を害する恐れがあると認めたとき
- (2) 秩序を乱す恐れがあると認めたとき
- (3) 施設の管理上支障があると認めたとき
- (4) 前三号のほか、公園管理者が特に必要と認めたとき

9. 事件・事故

使用中に発生した怪我又は事故等については、自己の責任において解決すること。また、すぐに公園管理者に報告をすること。

10. 原状回復

使用終了後、直ちにコーナー等を現状に回復すると共に、ごみ等は使用者の責任において処理をし、翌日の公園の開園に支障の無い様にする。